

COVID-19パンデミックの影響を防止しこれに対抗するための警戒措置の宣言及びその期間中に適用する措置に関する2020年政府決定第394号添付2及び3の改正及び補足に関する2020年6月11日政府決定第465号（6月12日官報掲載）

前文（略）

第1条

2020年政府決定第394号（その後の議会決定2020年第5号による修正を加えた承認を踏まえたもの）を、以下のとおり改める。

1 添付2第1条2及び2の1を、以下のように改正。

2 国立公衆衛生局により定められ国家緊急事態委員会によって承認された自宅隔離措置の例外国以外の全ての国からルーマニアに到着する者に対して、自宅又は申告した場所において、同居人、家族等と共に隔離措置がとられる。

2の1 自宅隔離の対象外の国からルーマニアに到着する者で、当該国からの出発前に当該国に少なくとも14日間滞在しなかった者には、同居人、家族等と共に自宅隔離措置がとられる。

2 添付2第1条2の1の次に、2の2として以下を追加。

2の2 ルーマニアから出発して自宅隔離の対象外の国に14日未満の滞在をする者、又は自宅隔離の対象外の複数の国に合計少なくとも14日間滞在した者は、ルーマニア入後の隔離措置の対象とならない。

3 添付2第1条6d)を、以下のように改正。

d) 欧州議会議員、国会議員、国際機関、国防、公共秩序、国家安全保障に携わる者

4 添付2第1条6m)を、以下のように改正。

m) 医療従事者、医療技術や設備の利用、設置、メンテナンス、サービスに携わる者、また科学技術、経済、防衛、公共秩序、国家安全に携わる者で、ルーマニアの国内の利用者との契約があることを証明できる者、国際組織の査察関係者

5 添付3第1条5及び6を、以下のように改正。

5 保健大臣と場合により青年・スポーツ大臣、水利森林大臣等とが定める共同指令を遵守したサイクリング、ウォーキング、ジョギング、カヌー、登山、狩猟、釣りなどで、最大六人までの人数が参加するものを除く、屋外で行われる個人的なレクリエーション・スポーツの、禁止。

6 最大20人までで、社会的距離の規則に従って行われる行事を除き、屋内で行われる私的行事への参加の、禁止。

6 添付3第1条6の次に、7として以下を追加。

7 社会的距離の規則に従って行われる最大50人までの参加によるものを除く、屋外における行事の参加の、禁止。

7 添付3第2条1を、以下のように改正。

1 居住する市町村内において、同じ家族に属さない六名を越える人数による歩行やかかるグループの形成の、禁止。

8 添付3第4条1の次に、1の1として以下を挿入。

1の1 上記1のうち、公衆衛生局が決定し国家緊急事態委員会が承認した自宅隔離措置の対象の例外国との航空便は、再開される。

9 添付3第7条を、以下のように改正。

第7条

- (1) ショッピング・モールの活動は許可される。
- (2) 法律第55号第6条(3)f)、第8条、第9条に基づき、ショッピング・モール内では、レストラン、カフェ、その他これに類するもの、子供の遊び場、ゲームセンター、映画館の活動は、許可されない。

10 添付3第9条1、5及び6を、以下のように改正。

1 屋内プール、娯楽施設の活動停止。

5 ギャンブル、美容サロン、ホテル業、共同スペースにおける業務活動は、法律第55号第71条に基づく経済・エネルギー・ビジネス環境大臣及び保健大臣の共同指令を遵守して行われる。

6 屋外プール、スポーツジムの活動は、法律第55号第71条に基づく青年スポーツ大臣及び保健大臣の共同指令を遵守して行われる。

11 添付3第9条6の次に、6の1として以下を追加。

6の1 温泉治療活動は、法律第55号第71条に基づく保健大臣令を遵守して再開される。

12 添付3第10条2の次に、3として以下を追加。

3 夏期休暇の間の、保育園、幼稚園、アフタースクールの活動は、法律第55号第71条に基づく労働社会保障大臣及び保健大臣の共同指令を遵守して再開される。

(了)